

市の施策として取り組むべき課題について（各区からの報告）

資料6-1-②

令和3年9月

【その他の課題】

類型	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
コロナ関連	1 コロナ禍における介助が必要な障がい者の安全・安心の地域生活について	障がい者がコロナ感染した場合や濃厚接触者となった時も介助が必要であるが、入院できなかつたり、自宅養生となった場合、支援に入り生活を支える体制等が整っていない。	障がい者がコロナ感染した場合の迅速な入院の仕組みを確立する必要がある。また陽性者や濃厚接触者と陰性者との場を分ける安全確保のためのホテル等の確保が必要である。 市・区行政・地域の事業所等が連携し、コロナ感染により支援の体制崩壊した事業所を支える仕組みが必要である。	コロナ禍における障がい者が直面していた困難さを市行政も把握し制度対応をさらに進めていく必要があると考える。 障がい者で陽性となった場合の入院できる仕組みや、陰性者の安全確保のための介護者と共に入れるホテルの準備などが市域全体の実施体制として必要であると考えます。 また、新型コロナウイルスワクチン接種においても、障がい者が接種を受けるにあたり、情報伝達や受入態勢、環境整備等の面で課題が表面化しており、対応が必要であると考えます。	都島区
	2 障がいのある方へのワクチン接種について	今般、新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種において、障がいがある方は接種の予約や接種会場への移動等、接種自体に支援が必要な方が多い。障がい者福祉施設に関しては小規模な施設が多く、事業者単体での職域接種や医療従事者の確保等の課題がある。障がいがあっても、安心安全に暮らすためには、ワクチン接種が必要となりますが、障がいのある方の中には、ワクチン接種の行為自体に支援を必要としている人が多く存在する。	介護施設等で実施された、慣れた環境でのワクチン接種は、障がいのある方にも安心感を持っていただくことができ、ワクチン接種時には、事業所の職員の支援も受けやすく、障がい者施設においても同様の対応が望ましい。	今後も同様な状況が発生した際に、ワクチン接種等の支援が必要な方の支援方法について、区のみならず市全体で実態調査をするなどし、今後の具体的な支援方法についての検討が必要である。	港区
	3 新型コロナウイルスワクチン接種について	障がいをお持ちの方の新型コロナウイルスワクチン接種について、家族での対応が困難な場合に、施設を利用している障がい者の集団接種予約をしてほしい	スムーズにワクチン接種を行うには、個々の障がい状況に応じての対応が必須であり、障がい者施設枠での予約や、訪問接種等、障がいをお持ちの方への不安やストレスを最小限にし、安心して接種いただける環境づくりが必要である。	すでに福祉局で検討いただいている内容であると思われるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、障がいをお持ちの方がスムーズに新型コロナウイルスワクチン接種を受けていただく環境を検討し、大阪市自立支援協議会として障がい者への柔軟な対応の必要性を広く発信していく必要があると考える。	生野区
	4 障がい者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について	新型コロナウイルスの蔓延により、ワクチン接種が推奨され実施されているところであるが、現在のところ優先順位接種枠は医療従事者と高齢者となっている。障がい者（障がいがある高齢者を除く）は未だ接種できていない状況が続いている。本人及び家族は感染、重症化リスクと、感染した際の支援者が対応できなくなることによる介護負担等、不安な日々を送っている状況である。こういったことから、ワクチン接種の必要性を考慮し、障がい者に特化した接種体制が必要と思われる。	7月になり、ようやく基礎疾患をお持ちの方、そして知的障がいを含む障がい者、サービス従事者が優先接種対象となり、一定の配慮はなされていると思われるが、接種会場へのアクセスやマスクの有無などで接種が進まないケースもある。障がい者の特性に配慮した接種体制の確立が望まれる。方策として①派遣医師による各事業所での接種（その際には副反応に対応する医療体制も必要となる）、②各区単位の自立支援協議会を活用した集団接種等、障がい者に特化した接種体制を確立するには、さまざまな工夫が必要と考える。	障がい者は基礎疾患をお持ちの方も多く、感染した際には重症化リスクや介護者の問題等、多様な問題が複雑に絡み合うこととなり、それらを考えるとやはりワクチン接種が有効であると思われるが、現在障がい者に特化した接種体制が確立されているとはいえない。また、接種会場へのアクセスやマスクの問題等により、スムーズに接種が進まない状況も見受けられることや、職域接種などにおいても対象外となることから（障がい者施設は小規模の施設も多く職域接種の対象にならない事業所が多い）今後、安全に確実に接種できる体制の確立と柔軟な対応が必要と考える。	阿倍野区
	5 オンライン会議導入のための設備整備について	新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、障がいサービス事業所でも、サービス提供等にあたってオンライン会議システムの導入が必要になっていますが、設備を整えるにも一定費用がかかります。	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金」は、令和3年2月28日が申請期限となるため、制度の継続について国へ要望してください。	区単位で解決できない課題であるため（国課題）	東住吉区

類型	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
支援内容	6 制度上は支援対象とならないが、実際にはニーズがあり対応に苦慮している事象について	自立支援給付・居宅介護のサービス対象とならないが、実際には支援が不可欠な事象について、現場のヘルパーが利用者への対応に苦慮している。 例1：障がい児が利用する支援学校登校時のバス停までの付き添いについて、教育制度と福祉制度で見解が異なるため、付き添い困難な保護者へ継続的に支援する方法がない。 例2：単身で親族等の支援も受けられない利用者が入院した場合の支援（入院中に必要な物品の準備や家賃の支払いなど）について、ヘルパーに対応を求められる。	切れ目のない支援が可能となるよう大阪市として検討が必要。また国において自立支援給付の適用範囲を見直す際に必要な情報であるため、市としても現場における課題やニーズを把握して欲しい。	現場で把握された課題やニーズを、制度の見直し等に反映させるため。	東成区
	7 家事援助における代理受診時間の算定について	障がい者本人が、通院困難な状態の時に、服用すべき薬がなくなってしまう場合に、やむを得ない事由としてヘルパーが代理受診を行っても、報酬対象が医院への往復時間のみで院内における待ち時間及び受診時間が対象にならず、ヘルパーの負担となっている。この状態が常態化すると、結果的に障がい者の方が本来受けるべき適切な医療を受けることができなくなる恐れがある。	障がい者が適切な医療を受けることができるよう、ヘルパーに正当な報酬算定内容となるよう改正すべきである。	実態に基づいた障がい福祉サービスの報酬として必要に応じた制度改正を要望する必要があるため。	旭区
	8 グループホーム入居者が入院する場合の対応について	グループホームの入居者が入院時に病院から付き添いを求められた場合、重度訪問介護の利用者であれば、制度利用により病院での付き添いを依頼することが可能ですが、知的障がい者の場合は利用できません。家族の付き添いが難しい場合などはグループホームの職員が対応せざるを得ません。この場合、制度利用ができないため、費用については利用者負担かグループホーム運営法人の持ち出しで支援している状況です。	全てのグループホーム入居者が、制度を利用できるよう国へ要望してください。	区単位で解決できない課題であるため（国課題）	東住吉区
	9 不登校の中・高生等で、障がい福祉サービス等の利用がないことから相談支援事業所が関われない場合でも、相談につなげていくことが必要です	障がいがある子どもが適切な支援につながるための相談の仕組みとして、障がい児相談支援（及び特定相談支援）がありますが、この制度は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する（もしくは、少なくともその支給決定を受ける）ことが前提となっています。例えば、移動支援などの市町村事業しか利用しない場合や、訪問看護など障がい福祉分野外の支援のみを受ける場合は、相談支援が継続的に相談に乗っていく仕組みになっていません。そのため、不登校の中・高生等で、障がい福祉サービス等の利用を想定しない場合には、相談支援が相談の受け皿となることができません。	障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する際に必要なサービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成しなくても継続的に相談に応じていくため、基本相談のみでも報酬上の評価がある報酬体系に改めることが必要であると考えます。国へ要望してください。	区単位で解決できない課題であるため（国課題）	東住吉区
	10 緊急時ではない「通年かつ長期的な移動（移動支援事業）を支援するサービスについて	通所系障がい福祉サービスや教育機関、訓練機関、就労の際における送迎について、利用当初の不安や通所の安定化の観点から送迎を必要とされる方は少なくない。あるいは通勤先・通所先の室内での活動は問題なく、日々の状況によって変化する行き帰りの移動の支援さえあれば社会参加が可能になる方もいる。しかし、現行の移動を支援するサービス（同行援護・行動援護・移動支援）では通年かつ長期的な移動に該当するとみなされるために支援が受けられず、社会参加が困難になっている。 「雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業」が創設されたものの、対象者が重度訪問介護対象者等に限定されている。	雇用については一定の改善は図られたものの、重度訪問介護等の対象者とならない方の通勤の利用を可能とする制度改正等が必要である。 通学・通所についても、障がいのある方の社会参加促進の観点から、社会生活上不可欠な外出として認められるよう制度改正等が必要である。 また、子育て支援の施策であるファミリー・サポート・センター事業のように、有償ボランティア制度を活用した支援策も含めて検討が必要と考える。	大阪府や国に制度改正等を市から要望する必要がある、とりわけ移動支援事業については市独自制度であるために、主体的に制度改正を行うよう要望する。 また、その他の有償ボランティア等を活用した支援策についても、市全域での検討が必要と考える。	西成区

類型	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
申請方法	11 介護給付費等支給申請について	対応困難ケースや擁護者からの虐待ケース等、障がいサービス利用に繋げる場合の介護給付費等支給申請について、申請書類の種類が多く、書類の内容も理解するのが困難であるために手続きを躊躇されるケースが多々発生し、スムーズに障がいサービス利用に繋げることができない。	申請書類の簡略化、わかりやすい内容表示など、障がいをお持ちの方の負担をできる限り軽減できるよう、申請手続きの整理を図っていく必要がある。	国の方針や関係法令等を考慮いただく必要があると思われるが、障がいをお持ちの方が障がいサービス、障がい区分認定申請をスムーズに実施できる体制づくりを大阪市全体の課題として構築していく必要があると考える。	生野区
	12 障がい福祉サービスの申請書類に署名捺印や住所記載欄等が多すぎます	障がい福祉サービスの申請書類について、必要書類の多さに加えて、それぞれに、住所、氏名、生年月日等、同じ項目についての記載を求められて、作成に非常に時間がかかります。1枚の申請用紙の中にも、2～3か所も署名を求められるものもあります。障がい者の中には文字を書くことが難しい人もいて、申請に多大なストレスを感じてしまう方もいます。	現在、国でも押印廃止の流れもあるため、捺印の廃止や、必要項目は1枚の申請用紙にまとめる、記入式ではなくチェック式にする等、申請書類の書式を簡略化してください。	区単位で解決できない課題であるため（市課題）	東住吉区
	13 年度末近くに18歳になる場合（1～3月生まれ）、障がい支援区分認定調査を経ての支援区分の決定が遅くなり、進路決定に支障が出ることも想定されるため、認定調査の前倒しを検討してください。	障がいがある子どもが高校（支援学校高等部）などの卒業後の進路を決めていく際に、例えば、生活介護の利用を希望する場合、障がい支援区分3以上の決定が必要ですが、その障がい支援区分の決定がなされるための障がい支援区分認定調査は、遅くとも卒業年度の12月頃までに実施されないと、卒業後の進路が年度末間際まで決まらないという不利益を受ける可能性があります。障がい支援区分認定調査は、通常、18歳になる誕生日かその少し前にされています。この運用では、1月～3月生まれの卒業予定者は、障がい支援区分認定調査を12月以降に受けることとなり、卒業後の進路がなかなか決まらないという可能性が高くなります。生まれ月によって、不利益を被る可能性が大きくなるのは不公平と考えます。	1月～3月に18歳を迎え、障がい福祉サービスを卒業後も利用する者への障がい支援区分認定調査及び障がい支援区分認定は前倒しして実施していただくよう要望します。	区単位で解決できない課題であるため（市課題）	東住吉区
防災	14 地域防災の具体的な体制整備について	近年、各種災害が頻発し、また感染症による避難の困難さなどの課題が多くなっている。具体的な避難行動計画の検討や周知が十分にできていないのが現状で、実際の災害発生時には混乱をきたすことが予想されます。大阪市災害時要援護者名簿への登録該当者には一定の条件があり、該当しない方への合理的配慮や具体的な避難行動計画を検討・確立する必要があります。	大阪市災害時要援護者名簿対象者の拡大を図り、障がい者手帳等級の中軽度者への合理的配慮が行われるよう体制の整備を進める。	大阪市災害時要援護者名簿対象者への対象者へは、区で日常の見守りを行う団体や自主防災組織が連携し、避難行動要支援者を支援できるよう取り組んでいるが、的確に支援できる体制にはない。要援護者を幅広く把握するためには、大阪市災害時要援護者名簿対象者の拡大が必要で、区役所の権限だけでは難しく、市の権限で横断的に各部署と調整する必要がある。	港区
	15 福祉避難所開設にかかる環境整備について	「災害発生時における福祉避難所設置運営に関する協定」を平成24年3月に締結しているが、大阪市障害児・者施設等防災マニュアルは平成24年2月に作成されて以降改訂されておらず、要援護者の受け入れに要した経費を大阪市に請求するにあたって必要な書類が未だに示されていない。また、危機管理室から福祉避難所に対する備品等の配架は不十分であり、特に新型コロナウイルス感染症対策に関する物品は一切配付されていない。	災害はいつ起こるのか予測不能であり、早急に環境整備を行う必要がある。	「大阪市における災害時に福祉避難所として障害児・者施設等を使用することに関する覚書」に基づいて福祉避難所が指定されており、市の施策として取り組むべき課題であると考えられる。	城東区

類型	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
防災	16 災害時・緊急時における公共施設の活用などの事業所支援について	2018年の台風21号で生活介護施設の屋根が崩落するなどして、一時的に使用不可能な状態に陥り、日中の活動場所として使用していない学校施設の一時使用等を区役所経由で要請したが、許可されなかったことがある。「ワンストップ」や「官民連携」の言葉もあるが、それはあくまで行政が依頼した時に民間の協力を募るというものであり、1事業所が被災をしてもそれは民間の話として処理されている現状がある。また、現在新型コロナウイルスの感染が拡大している状況があり、利用者が感染しても入院やホテル泊ができず、受け入れ先がない状況が出てきている。	障がい者が利用する施設（通所・入所等）が被災し、活動拠点としての使用が困難になった場合の支援策（普段使用されていない学校等の公共施設等を一時的な活動拠点として使用可能とする等）を積極的に講じる必要がある。また、地域の自治会館等の公共施設以外を借りて日中活動が実施できた事例もあり、公共施設以外を利用した際の利用料の助成についても必要と考える。	事業所が「福祉避難所」としての役割を果たす上で、「施設建物（ハード）」が使用困難な場合でも「施設職員（人＝ソフト）」が対応可能なケースが考えられ、その場合は活動拠点さえ確保できれば「福祉避難所」としての機能を果たせる可能性がある。また、各避難所で障がいを持つ方々の避難生活を支援する専門的な技術や知識は乏しいと考えられる。学校等の公共施設を一時的な活動拠点として使用可能とする等の支援策を打ち出していくためには、区役所の権限では及ばないところが多く、市の権限で横断的に各部署に調整を図る必要がある。また、公共施設以外の自治会館等の利用による利用料の助成についても「福祉避難所」の役割を担ってもらうにあたって必要な支援策と考える。	西成区
重度障がいへの支援	17 強度行動障がいの方への支援について	強度行動障がいの方への支援は、日中活動、行動援護等外出支援、グループホーム等の面で、いまだ資源が不足しています。こだわりなどの障がい特性が、元々障がいそのものに起因するものではなく、環境によって強化されてしまっているものであるとの認識を共有しながら、地域で支えられるよう支援に取り組んでいる団体のネットワークを作る必要があります。加えて、強度行動障がいに対応できる支援者を増やすため、右記の取り組みを希望します。	①大阪府が開催している、強度行動障がい支援者養成研修を大阪市でも開催してください。 ②「移行促進事業」の認知度を高めるために、大阪市の「大阪市強度行動障がい者グループホーム移行促進事業」の利用に向けた説明会及び実践報告を行ってください。 ③支援者が強度高度障がいがある方の支援に困ったときに、専門家によるスーパービジョンやコンサルテーションを気軽に受けられる体制を整えてください。	区単位で解決できない課題であるため（市課題）	東住吉区
	18 地域包括ケアシステムの構築に向けて	介護保険制度だけでなく、障がいのある人も地域で普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指すうえでは、全ての障がい者を含めた地域包括ケアシステムの構築が必要であり、地域医療拠点病院等では、可能な限り常時医療的ケアを要する重度の身体障がい者のレスパイト入院や家族・支援者が急病等の緊急時には短期の受け入れをしていただける体制づくりが必要である。	地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めていくためには、2次救急指定の、港区においては大阪みなと中央HPだけでなく、医師会等と連携しかかりつけ医や1次救急の受け入れである地域医療との一体とした取り組みを強化していく。	港区としては地域医療拠点病院としての大阪みなと中央病院等との定期的な連携を図るべく協議を行っているが、大阪市全体として障がいのある方への地域包括ケアシステムの検討が進んでいるとは言えず、市においても課題として取り組んでいただきたい。	港区
社会資源	19 身体障がい者対象のグループホームが増えるように、物件の改造費を補助する制度等を整えてください	区内のグループホームは年々増えていますが、知的障がい者、精神障がい者対象のグループホームが多く、身体障がい者対象のグループホームがまだまだ少ないのが現状です。身体障がい者対象のグループホームが少ない理由として、消防法に基づくスプリンクラーの設置義務が大きな障壁となっていると思います。 平成27年4月1日施行の消防法令改正により、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、避難が困難な障がい者を主として入居させるグループホームについては、従来の面積要件が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務づけられました。 火災等に対する安全確保は重要であり、入居者の生命を守ることに最大限の注意を払う必要がありますが、賃貸住戸を利用している例が多く、また、支援区分が重い利用者が多い実情があり、賃貸住戸の場合は所有者の承諾が必要である等の課題があります。	物件の改造費を補助する制度を設けるとともに、スプリンクラー設備の設置に替えて、火災等が発生した際の安全性等を担保する要件について検討してください。	区単位で解決できない課題であるため（市課題）	東住吉区

類型	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
社会資源	20 グループホームでの個別ヘルパー利用について	グループホームにおける利用者への介護サービスの提供は、原則として、生活支援員による介護または外部の居宅介護事業所への委託による介護のいずれかにより行うこととなっています。一定の要件を満たす重度の障がい者についてのみ、特例の、経過措置として、個人単位での居宅介護と重度訪問介護を利用することを認めています。 この経過措置は、数回の経過措置期間延長を経て、2021年3月31日までの経過措置の延長を行った上で、検討されることとなっています。	グループホーム入居者の高齢化・重度化においても個別ヘルパー利用は必要不可欠であるため、現在の形のまま恒久化されるように国へ要望してください。	区単位で解決できない課題であるため（国課題）	東住吉区
こども施策	22 大阪市社会的養育推進計画について	現行の大阪市社会的養育推進計画（こども青少年局）においては、国が示す委託率算出法に乗っ取った数値により計画が立てられており、結果として、里親等への委託推進及び施設の小規模化については、施設にいる障がい児が計画から除外されている。	児童福祉法のこどもの家庭養育優先原則に基づき、福祉局においても障がい児施設の小規模化等上記法に基づいた計画を作成する。	法の概念に基づき、いわゆる児童と、障がい児として定義されている児童の課題を等しい観点から整理、計画に反映する責務があると考えられる。	旭区
	23 南港通り以北の東住吉区に居住する肢体障がい児は、平野支援学校だけでなく、東住吉支援学校も選択できるようにしてください	現在、東住吉区在住の肢体障がい児で、南港通り以北に居住している場合は、平野支援学校が校区と定められています（南港通り以南居住の場合は、東住吉支援学校）。 平野支援学校に通う医療的ケアが必要な児童が、阿倍野区の放課後等デイサービス事業所を利用しようとしても送迎が対象外となってしまうため、利用しにくい状況です。	南港通り以北に居住している場合でも、入学にあたって東住吉支援学校も選択できるように要望します。	区単位で解決できない課題であるため（市または府課題）	東住吉区
虐待・差別	21 障害者虐待防止法、障害者差別解消法の更なる周知啓発について	法施行後、地域での体制の整備や、周知啓発について、様々な取組みが進められてはいるが、まだまだ十分な理解がされ、全ての人の権利が十分に擁護されていない。	『障害者虐待防止法』『障害者差別解消法』の更なる周知啓発が必要。両法の理解度等の実態調査を行い、具体的な取組み方法を検討する。	障がい者への理解と合理的配慮を推進していくためには、区での実態把握のみならず、区・市が連携して周知・啓発を進めていく必要があるとかがえるため、市でも課題として取り組んでいただきたいと考える。	港区
学校との連携	24 支援学校との連携について	支援学校の通学区域が複数区に及ぶため、支援学校と各区の基幹相談支援センター・自立支援協議会との連携では、他区との連携がスムーズに行かないケースもある。	支援学校に通学している生徒、保護者に向け障がい福祉サービスの制度、内容、計画相談等を広く知ってもらうことにより、将来の進路に対する不安要素を取り除き、広く進路について検討できる環境づくりが必要である。	各支援学校への情報発信や各区基幹相談支援センター・自立支援協議会等との連携をはじめ、大阪市全体の課題として、教育委員会事務局や関係機関とも広く連携し、障がいをお持ちの方や保護者に対する支援を行っていく必要があると考える。	生野区
地域生活支援拠点	25 地域生活支援拠点の整備について	近年、やむを得ず親が入院する場合に障がいのある子供を誰が支えるのか、親亡き後の問題など8050問題に関する相談が多い。特に重度障がい者はGHや施設入所も期待できない。障がいの有無、程度に関わらず、誰もが安心して生活できるよう地域生活支援拠点の充実が必要である。	面的に整備される地域生活支援拠点が十分に機能するため各種事業が整備されつつありますが、地域移行や親元からの自立に向けた体験の機会、相談支援の人材確保・質の向上、社会資源を有効に活用するための関係機関との連携体制の構築が必要。	市全域で障がい福祉サービス等の社会資源が連携を図れる仕組みを構築する必要があると考えているため、市の課題として取り組んでいただきたい。	港区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
地域移行	26	地域移行の取り組みが止まってしまっています	コロナ禍で病院や施設での面会がかなり制限され、本人の外出も難しい状況です。地域移行の支援で最も大切な本人の退院・退所のニーズを引き出すための継続した事前訪問や地域の体験などが行えていません。支援の中断により本人の意欲が減退してしまい、結果的に社会的入院・入所の長期化が続いている現状です。	医療・行政・地域が取り組みを継続できるよう、堺市で行われているような病院や施設へのリモート面会のシステムへの補助などを仕組みとして作って下さい。	区単位で解決できない課題であるため（市課題）	東住吉区
事業者指導	27	指定事業所に対する関与・指導（集団指導等のあり方）について	年に一度実施される大阪市指定（登録）障がい福祉サービス事業者等集団指導の在り方について、利用者支援、適正な事業運営が実施されるよう変更する必要がある。特に就労継続支援A型事業所での不適切な経営に関する相談が多く指導の徹底が必要。	従来のエリア別での一括開催ではなく、事業種別ごとの開催とし、集団指導の中身をより充実するよう訪問系、日中活動系、居住・施設系、相談系など事業種別に合わせた指導へと変更する。	指定権者による指導研修であるため、市域全体で実施体制を検討する必要がある。	港区
相談窓口の周知	28	依存症のある方の支援	アルコールやギャンブル等、様々な依存症で不安を抱える当事者の支援について、医療機関から当該支援機関にはつながりやすいが、身近な生活の場、地域の間からは相談があがってこず、地域で当事者が孤立している状況がある。また、当事者は経済的な支援を要する方も多くおられ、生活支援課のケースワーカーが支援されていることも想定されるが、支援者などが当該相談窓口や情報を知らず、それらにコンタクトができていない可能性もある。	生活保護のケースワーカーや見守り相談等、福祉サービスや医療につながっていない場合でも身近に関わる可能性がある機関への、相談窓口の共有が必要。 （住吉区では見守り相談の活動は活発なので浸透している） ・共有の方法として、窓口一覧がわかるパンフレットやガイドブックなどを作成して行う。	平野区で起こった自死事件でも、障がい者に高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを紹介するなど、相談内容、対象者に応じた情報や窓口につなげられていない事案も散見される。情報や支援機関のミスマッチ、相談者がたらい回しにされることなく、適切な支援にコンタクトできるよう、全区に仕組みを提案していく必要があると考える。	住吉区
その他	29	害虫（トコジラミ）対応について	大阪市西成区においては老朽密集市街地、高齢化率、障がい者割合ともに上位を占めている。これら社会的弱者において、トコジラミに関する被害に対して相談することが困難なことや、他の害虫と異なり被害としてかゆみを伴う程度のため被害自体を認知することが困難なことが考えられる。他の害虫と異なり、トコジラミは専門的な殺虫方法が必要なため、駆除費用が高額となる。そのため、当区において、生活保護受給率が高いことから、駆除費用が生活の負担となることで駆除実施が困難となることが考えられる。福祉（医療含む）サービス利用者の自宅にてトコジラミが発生することで、福祉サービス導入が困難となり、不自由な生活を余儀なくされる方も少なくない。サービス提供者（支援者）が訪問先にてトコジラミが発生していることを知らずサービス導入することで、サービス提供者にトコジラミが付着し他の利用者宅へ移送することや、サービス提供者のトコジラミに対する知識が不足していることで、他の利用者宅へ移送しトコジラミ被害が拡大することが考えられる。 また、トコジラミにより、衣服・布団・食器等の生活必需品を廃棄する必要があり、購入費用の課題も生じている。さらに、トコジラミ被害に遭った方への介護等のサービス提供者が支援を断る等の人権上の問題も生じている。	トコジラミに関する各支援機関への啓発活動や、トコジラミ発生時の相談窓口および対応方法の周知等が必要であると考えられる。 また、駆除費用が高額なため、金銭的理由から駆除できず被害が深刻化しているため、費用の助成金等が必要である。 衣服等の生活必需品の購入費用の課題については、生活保護受給者だけではなく、生活困窮者も含めた支援が必要である。 サービス提供を断る等の事象については、トコジラミへの対応策等を十分に周知した上で、正当な理由がなくサービス提供を断ることは人権上問題をはらんでいることの啓発も必要である。	個人での駆除はほぼ不可能で、駆除費用も高額であり低所得者には捻出することが困難である。また、業者に駆除を依頼したとしても詐欺まがいの悪徳業者もいるため、トラブルになることも多い。 市が良好な業者と年間契約を結ぶ等して、個人で依頼するよりも安価な費用で駆除を依頼することも考えられ、助成金制度を創設することにより、害虫被害を放置している賃貸業者等も駆除にとりかかることも期待できると考える。 生活必需品の購入費用については、生活保護受給者については被服費・家具什器費の支給の余地はあるものの、生活保護受給者以外の生活困窮者を含めた支援策が必要と考える。 サービス提供者等への対応策等の周知・人権問題の啓発については、事業所等に広く周知が必要と考える。	西成区